

役員一覧

役職	氏名	卒年・学科
会長	高谷 規子	S56 栄栄
幹事長	遠藤 純子	H14 化
幹事	南 典子	H9 食
	金子 朋恵	H10 食
	日向 ルリ子	H28 アクア
	本庄 ななみ	H28 食

校友会北海道支部女子部分会 会則

(名称)

第1条 この会は、東京農業大学校友会北海道支部女子部分会と称する

(目的)

第2条 この会は、校友会北海道支部内で、主に女性会員相互の親睦を図るとともに母校の発展に寄与することを目的とする

(事業・活動)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事を行う

- (1) 会員の集会及び会議に関する事項
- (2) その他この会の目的を達成するのに必要な事項

(会員)

第4条 この会は以下の会員で組織する

- (1) 正会員は校友会北海道支部女性会員で、北海道内に在住又は勤務する者とする
- (2) 賛同会員は会の目的に賛同し、共に活動する者とする

(会費)

第5条 会費は原則徴収しない、経費は寄付金・交付金・その他とする

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く

- (1) 分会長 1名
- (2) 幹事長 1名
- (3) 幹事 若干名

(役員を選出)

第7条 役員は分会総会において選出された者とする

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする、但し再選は妨げない

(職務)

第9条 役員職務は以下とする

- (1) 分会長はこの会を代表し、北海道支部との連携を図る
- (2) 幹事長は会長を補佐し、場合によりその職務を代行する
- (3) 幹事は会の活動を計画・実行する

(事務局)

第10条 この会の事務を処理する為、事務局を置く

附則

この会則は、令和2年3月21日から施行する